



Q ストレスチェック制度がスタートしたと聞きました。改善することを目的



た。わが社でも次の健康診断と同時に実施しようと思っています。気をつけるべき点を教えてください。

A 働く人の職場におけるストレスへの気づきを促し、

ストレスチェック制度の注意点

に、労働者50人以上の事業場にストレスチェック制度が義務付けられました。

また、会社の実施事務に従事者が管理してください。

調査票による検査を行い、その結果、高ストレスと判断された人から申し出があった場合に面接指導を実施し、併せて職場環境を改善するものです。

全員の受検が望ましいですが、受検しないことを理由に契約の更新をしないとか、退職を勧奨するなどの不利益な取り扱いが禁止されています。

ストレスチェックは1年に1回以上の実施が義務づけられており、ことし11月末までに実施してください。

ストレスチェックの実施状況は、面接指導実施後に労働基準監督署へ報告することも必要です。

検査結果は大切な個人情報なので、本人の同意なしに事業者に提供することはできません。同意のない検査結果は、医師などのスト

鳥取労働局労働基準部健康安全課 電話 0857-29-1704
ストレスチェック制度サポートダイヤル 057-031050